

新潟市情報系端末用無線機器設置配線業務
委託仕様書

令和7年6月

新潟市総務部情報システム課

目次

1	業務の名称	2
2	委託期間	2
3	納入場所	2
4	業務の目的	2
5	業務スケジュール.....	2
6	委託業務仕様.....	2
7	業務の進め方.....	3
	（1）実施体制.....	3
	（2）作業従事者名簿の提出.....	3
	（3）役割分担.....	3
	（4）成果物の品質担保	3
	（5）業務用機材	3
	（6）交通費等.....	3
	（7）提言・助言と協力	3
	（8）セキュリティポリシーの遵守	4
8	成果物等	4
	（1）成果物	4
	（2）著作権の取り扱い	4
	（3）検査方法.....	4
	（4）納入場所.....	4
	（5）契約不適合責任.....	4
	（6）委託料の支払い.....	4
9	その他特記事項	5
	（1）疑義の解釈	5
	（2）法令などの遵守	5

新潟市情報系端末用無線機器設置配線業務委託仕様書

1 業務の名称

新潟市情報系端末用無線機器設置配線業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年8月31日まで

3 納入場所

新潟市総務部情報システム課が指定する場所

4 業務の目的

総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定により、LGWAN 接続系での Wi-Fi 利用要件が示された。昨今の通信技術の向上により、Wi-Fi6 等の安定した通信を行える新たな規格が整備されていること、また新潟市（以下「本市」という。）では、令和5年度から入れ替えを行っている情報系端末自体が Wi-Fi 機能を有していることから、大規模拠点を中心に Wi-Fi 環境を整備し、職員の業務効率化を図る。

5 業務スケジュール

受託者は、「業務スケジュール」を作成し本市及び受託者と協議のうえ、業務スケジュールを確定し、速やかに業務を履行すること。また、業務履行期間中に、やむなくスケジュールの変更を要する場合は、速やかに本市と調整すること。

なお、設置配線作業は原則として閉庁日に行うこととする。

6 委託業務仕様

(1) 概要

以下に示す機器を新潟市役所本館に設置整備することで、職員が Wi-Fi 環境で LGWAN 回線へ接続することができ、職員の業務効率化を図るもの。

機器詳細および設置箇所一覧（対象機器はすべて設定・動作確認済み）

対象機器	メーカー	型式	配置場所	台数
スイッチングハブ	フルノシステムズ	ACERA9010-08	別添図面参照	6
		ACERA9010-24		5
アクセスポイント	フルノシステムズ	ACERA1320		72
DHCP サーバ	ぶらっとホーム	EBHX1/DHCPA2500		2

(2) 配線

配線は EPS 室内のフロアスイッチ及び執務室内のラックより配線するものとし、極

力、天井内または電気設備工事で敷設済みの配管を通すこと。やむなく露出する部分はモール等で隠すものとする。

(3) その他

- ・LAN ケーブル等の配線に関わる物品費用を含め、計上すること。
- ・「カテゴリ 5e」の LAN ケーブルを使用し、各ケーブルの識別が可能な名札等を付帯すること。
- ・「撤去機器図面.pdf」に記載の、既設機器（アクセスポイント 2 台）等の廃棄を行うこと。

7 業務の進め方

(1) 実施体制

本業務を行うにあたり、受託者は、業務責任者及び本市と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者を配置すること。また、受託者は、本業務に関する十分な知識、理解及び類似経験のあるスタッフを常時確保すること。

(2) 作業従事者名簿の提出

受託者は、契約締結時に、本業務の業務責任者や主任担当者等の主要な作業従事者を、本市が提示する「作業従事者名簿」に必要事項を記入したうえで、本市へ提出し、本市の承認を受けること。なお、作業従事者を追加・変更する場合は、速やかに変更後の「作業従事者名簿」を提出すること。

(3) 役割分担

本業務は、原則として受託者が実施すること。ただし、本市において実施することが適当と考えられる場合や、受託者が本市の協力を必要とする場合等、受託者以外の者に作業を実施させようとする場合には、本市及び受託者で協議のうえ、作業者を決定すること。

(4) 成果物の品質担保

受託者は、本市へ納める成果物について、本市へ提示する前に、作成者以外の担当者による品質チェックを実施すること。なお、品質チェックは、誤字・脱字の修正はもちろんのこと、フォントの種類や文字の大きさ、資料構成のわかりやすさ等を最大限考慮すること。

(5) 業務用機材

本業務の遂行のために必要な機材は受託者が用意すること。

(6) 交通費等

本業務の遂行のため、受託者が必要とする交通費、食事代等は、受託者で負担すること。

(7) 提言・助言と協力

本業務を遂行するにあたり、受託者は、必要に応じて本市の担当職員へ提言・助言を行うこと。なお、受託者が本市の担当者へ提言・助言を行うにあたっては、極力専

専門用語は用いず、可視化した資料等を用いて本市職員が理解できるように工夫すること。また、本市から本業務に係る技術的な助言を求められた際は、速やかに対応して回答すること。

(8) セキュリティポリシーの遵守

「新潟市情報系端末用無線機器設置配線業務委託契約書」(以下、「契約書」という)の記載による。

8 成果物等

(1) 成果物

受託者は、次の図表に示す成果物を MS-Office 製品を用いて、又は PDF 形式で作成のうえ納入すること。納入方法は、受託者及び本市で協議すること。

なお、図表に示す成果物の統合や廃止、及び図表に示す成果物以外の成果物の作成が必要となった場合は、受託者及び本市で協議し、必要な成果物の名称及び内容、納期等を決定して作成すること。

図表 成果物

No.	名 称	内 容	納入期日
1	プロジェクト計画書	プロジェクトの実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの	契約締結後、2 週間以内
2	機器設置配線図	機器の設置箇所及び EPS 室内スイッチングハブから各アクセスポイントまでの配線経路を図示したもの。	「契約書」に記載の履行期限まで

(2) 著作権の取り扱い

「契約書」の記載による。

(3) 検査方法

「契約書」の記載による。

(4) 納入場所

「契約書」の記載による。

(5) 契約不適合責任

「契約書」の記載による。

(6) 委託料の支払い

「契約書」の記載による。

9 その他特記事項

(1) 疑義の解釈

疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、本市及び受託者で協議のうえで決定する。

(2) 法令などの遵守

本業務の履行にあたっては、「契約書」の記載によるほか、関係法令及び規定、本市の条例、規則、要綱などに基づいて実施すること。なお、本市で定める規程類は、本市のホームページ (<https://www.city.niigata.lg.jp/>) の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。